解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

神奈川県鎌倉市大町三丁目二〇番一一号
財団法人日本金属造型振興会
代表清算人　須田　誠

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

京都市西京区松尾万石町五七番地
財団法人池大雅美術館
代表清算人　佐々木もと子

解散公告（第二回）

当法人は、社員総会の決議により平成二十五年十一月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

広島県福山市赤坂町一三一三番地
社団法人オリーブ会
代表清算人　天野　肇

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

福岡県福岡市中央区大名二丁目四番五―一〇一号
財団法人平和育英財団
代表清算人　川上　光正

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月四日開催の社員総会の決議により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

熊本市南区城南町藤山三一一一番地三
社団法人熊本たけのこ会
清算人　田中　功治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

沖縄県国頭郡伊江村字西江上三七二番地
財団法人伊江村人材育成会
代表清算人　島袋　秀幸

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

沖縄県那覇市古波蔵四丁目一三番三七号
財団法人沖縄県調剤検査センター
代表清算人　西川　睦代

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

沖縄県島尻郡南風原町字大名一五六番地
財団法人総合教育研究所
代表清算人　菊地　徳省

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月三日開催の理事会の決議により平成二十五年十一月十三日岩手県教育長の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

岩手県盛岡市玉山区渋民字渋民九
財団法人石川啄木記念館
代表清算人　嵯峨　忠雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

秋田県男鹿市船越字杉山一三〇
社団法人加藤道場
代表清算人　加藤　義光

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

群馬県利根郡みなかみ町後閑一二四二番地八
社団法人群馬県医薬品登録販売者協会
代表清算人　真庭　唯芳

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

東京都千代田区東神田二丁目八番三号
財団法人能率増進研究開発センター
代表清算人　杉浦　力

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年十一月二十三日開催の第四十二回定期大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

東京都千代田区永田町二丁目四番二号
ザイマックスビルマネジメントユニオン
清算人　岩崎　卓也

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

静岡県浜松市浜北区貴布祢三一五番地の一
社団法人同心遠慮講
代表清算人　瀧口　繁次

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

京都府相楽郡南山城村大字田山小字ツルギ五五番地の二
財団法人京都府少年教育振興会
代表清算人　谷口　博

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月二十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

兵庫県たつの市御津町室津八九六番地二三〇
財団法人慈生会
代表清算人　望月　文人